



長野県告示第390号

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表の1 間伐等森林整備促進対策事業の項中「(1) 市町村」の次に「、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人、林業公社、施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立し、かつ、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表している事業者をいう。以下同じ。）又は流域森林・林業活性化センター」を加え、「又は森林整備法人」を「、分収林特別措置法第9条第2号に規定する森林整備法人、林業公社、施業受託者又は流域森林・林業活性化センター」に改める。

第13中「(市にあっては」を「(木曽郡にあっては木曽農林振興事務所とし、市にあっては」に、「する地方事務所」を「する地方事務所とする」に、「塩尻市」を「塩尻市及び安曇野市」に、「北信地方事務所」を「北信地方事務所とする。」に改める。

林業振興チーム



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 R e p a y

3 代表者の氏名

柴 田 文 子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡高森町山吹8399番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般地域住民に対して、家庭内の夫婦、親子

が円滑に関係を築く為の援助をする目的の事業を行い、社会生活に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お仕事チーム

3 代表者の氏名

江 村 喜 明

4 主たる事務所の所在地

長野県北佐久郡御代田町大字塩野895番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人たちに対して、協働での仕事つくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組みつくり・組織つくりをし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデン飯田座光寺店

飯田市座光寺3727-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社エイデン

愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エイデン	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エイデン	午前10時	午後9時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前9時30分～午後8時30分	午前9時30分～午後9時30分
①-2	午前9時30分～午後8時30分	午前9時30分～午後9時

4 変更する年月日

平成18年8月1日

5 届出年月日

平成18年7月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県下伊那地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年7月31日から平成18年11月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県下伊那地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年7月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて銃砲又は空気銃（以下「銃砲等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに銃砲等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により銃砲等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月6日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	伊那会場	伊那市伊那部4680 伊那警察署	70名
9月18日 (月)	午前9時 から 正午まで	中南信会場 (午前)	塩尻市大字宗賀字 桔梗ヶ原73-116 中南信運転免許 センター	100名
	午後1時 から 午後4時 まで	中南信会場 (午後)		100名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、銃銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年7月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、獵銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月27日 (水)	午前10時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市三輪1-6-15 長野中央警察署	50名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
獵銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、獵銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月31日

長野県農業総合試験場長 石川 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

実体顕微鏡 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 納入期限

平成18年9月1日

(4) 納入場所

長野県農事試験場病害虫土壤肥料部

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字小河原492

長野県農業総合試験場管理部

電話 026（246）2411

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成18年8月21日 午前10時

(2) 場所 長野県農業総合試験場 小会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月25日 午前10時

イ 場所 長野県農業総合試験場 小会議室

- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年8月24日 午後5時（必着）

イ 場所 須坂市大字小河原492（郵便番号 382-0072）

長野県農業総合試験場

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

農業生産振興チーム